

福岡県医発第630号(地)
平成20年 6月 7日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 横倉 義武
(公 印 省 略)

予防接種法施行令に基づく二類疾病の定期の予防接種に係る
医療費及び医療手当の支給の請求期限の改正について(施行通知)

標記の件につきまして、日本医師会より別紙のとおり周知・協力方依頼がありましたのでご連絡いたします。

本改正では、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令に規定する副作用救済給付及び感染救済給付に係る医療費及び医療手当の請求の期限が延長されることを踏まえ、予防接種法施行令に規定する二類疾病に係る定期の予防接種に係る医療費及び医療手当の請求期限も2年から5年に延長されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

予防接種担当理事 松行眞門
会長 丸山 泉

(地Ⅲ 6 3)

平成20年5月28日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

飯 沼 雅 朗

予防接種法施行令に基づく二類疾病の定期の予防接種に係る医療費
及び医療手当の支給の請求期限の改正について（施行通知）

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて今般、予防接種法施行令に基づく二類疾病の定期の予防接種に係る医療費及び医療手当の支給の請求期限の改正について、厚生労働省健康局長より各都道府県知事あて通知がなされ、本会に対しましても周知・協力方依頼がありました。

本改正では、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令に規定する副作用救済給付及び感染救済給付に係る医療費及び医療手当の請求の期限が、2年から5年に延長されることを踏まえ、予防接種法施行令に規定する二類疾病に係る定期の予防接種に係る医療費及び医療手当の請求期限も、2年から5年に延長されました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、関係医療機関等に対し、周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。



平成20年5月9日

社団法人日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

予防接種法施行令に基づく二類疾病の定期の予防接種に係る医療費及び医療手当
の支給の請求期限の改正について（施行通知）

予防接種行政につきましては、日頃よりご理解、御協力いただきまして厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきましては、別添平成20年5月1日付け厚生労働省健康局長通知「予防接種法施行令に基づく二類疾病の定期の予防接種に係る医療費及び医療手当の支給の請求期限の改正について（施行通知）」を各都道府県衛生主管部（局）長あて送付し、関係者への周知等について依頼しておりますので、参考までに送付いたします。

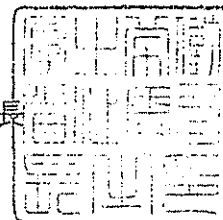
つきましては、都道府県医師会及び貴会会員への周知について、特段のご配慮方よろしく申し上げます。

77

健 発 第 0 5 0 1 0 0 2 号
平 成 2 0 年 5 月 1 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康局長



予防接種法施行令に基づく二類疾病の定期の予防接種に係る
医療費及び医療手当の支給の請求期限の改正について（施行通知）

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令及び予防接種法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第147号）が、平成20年4月25日に公布され、同年5月1日から施行されたところである。

その内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、貴管内市区町村に対する周知方お願いする。

記

1 改正内容

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成16年政令第83号）に規定する副作用救済給付及び感染救済給付に係る医療費及び医療手当の請求の期限が、2年から5年に延長されることを踏まえ、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）に規定する二類疾病に係る定期の予防接種に係る医療費及び医療手当の請求期限を、2年から5年に延長すること。（第2条関係）

2 施行期日等

- (1) この政令は、平成20年5月1日から施行すること。（附則第1条関係）
- (2) この政令による改正後の予防接種法施行令第19条第2項及び第20条第2項の規定は、この政令の施行の日以後に行われるこれらの規定に規定する費用の支払又は医療について適用し、同日前に行われたこの政令による改正前の予防接種法施行令第19条第2項又は第20条第2項に規定する費用の支払又は医療については、なお従前の例による。（附則第2条第2項関係）

法 律

国立国会図書館法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年四月二十五日

内閣総理大臣 福田 康夫

法律第二十号

国立国会図書館法の一部を改正する法律

国立国会図書館法（昭和二十三年法律第五号）の一部を次のように改正する。

別表第一 沖縄振興開発金融公庫の項の次に次のように加える。

株式会社日本政策金融公庫

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）

別表第一 公営企業金融公庫の項から中小企業金融公庫の項まで及び日本政策投資銀行の項を削る。
別表第一 日本中央競馬会の項の次に次のように加える。

日本年金機構

日本年金機構法（平成十九年法律第九号）

別表第一 農林漁業金融公庫の項を削る。

別表第一 地方競馬全国協会の項の次に次のように加える。

地方公営企業等金融機構

地方公営企業等金融機構法（平成十九年法律第六十四号）

附 則

この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、別表第一 日本中央競馬会の項の次に一項を加える改正規定は日本年金機構法（平成十九年法律第九号）の施行の日から、別表第二の改正規定は公布の日から施行する。

総務大臣 増田 寛也
内閣総理大臣 福田 康夫

政 令

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令及び予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年四月二十五日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第四百十七号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令及び予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。及び予防接種法（昭和二十二年法律第六十八号）第十三条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部改正）

第一条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十八年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項及び第五条第三項中「二年」を「五年」に改める。

（予防接種法施行令の一部改正）

第二条 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項及び第二十条第二項中「二年」を「五年」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、平成二十年五月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この政令による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令第四条第四項及び第五条第三項（これらの規定を同令第二十二条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定は、この政令の施行の日以後に行われるこれらの規定に規定する費用の支払又は医療について適用し、同日前行われたこの政令による改正前の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令第四条第四項又は第五条第三項（これらの規定を同令第二十二条において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する費用の支払又は医療については、なお従前の例による。

2 この政令による改正後の予防接種法施行令第十九条第二項及び第二十条第二項の規定は、この政令の施行の日以後に行われるこれらの規定に規定する費用の支払又は医療について適用し、同日前行われたこの政令による改正前の予防接種法施行令第十九条第二項又は第二十条第二項に規定する費用の支払又は医療については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 外添 要
内閣総理大臣 福田 康夫

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年四月二十五日

内閣総理大臣 福田 康夫

政令第四百十八号

道路交通法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、道路交通法の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

道路交通法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成二十年六月一日とする。

内閣総理大臣 福田 康夫

道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十年四月二十五日

内閣総理大臣 福田 康夫

改 正 案	現 行
（二類疾病に係る定期の予防接種に係る医療費） 第十九条（略） 2 法第十二条第二項第一号の規定による医療費の支給の請求は、当該医療費の支給の対象となる費用の支払が行われた時から<u>五年</u>を経過したときは、することができない。 3（略） （二類疾病に係る定期の予防接種に係る医療手当） 第二十条（略） 2 法第十二条第二項第一号の規定による医療手当の支給の請求は、その請求に係る医療が行われた日の属する月の翌月の初日から<u>五年</u>を経過したときは、することができない。	（二類疾病に係る定期の予防接種に係る医療費） 第十九条（略） 2 法第十二条第二項第一号の規定による医療費の支給の請求は、当該医療費の支給の対象となる費用の支払が行われた時から<u>二年</u>を経過したときは、することができない。 3（略） （二類疾病に係る定期の予防接種に係る医療手当） 第二十条（略） 2 法第十二条第二項第一号の規定による医療手当の支給の請求は、その請求に係る医療が行われた日の属する月の翌月の初日から<u>二年</u>を経過したときは、することができない。